

議案第 6 号参考資料

利根町地域公共交通活性化協議会条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条及び第 2 条省略 (組織) 第 3 条 協議会は、委員<u>19</u>人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1)～(3) (略) (4) <u>茨城運輸支局長又はその指名する者 1 人</u> (5)～(9) (略) 第 4 条以下省略	第 1 条及び第 2 条省略 (組織) 第 3 条 協議会は、委員<u>20</u>人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1)～(3) (略) (4) <u>茨城運輸支局の職員 2 人</u> (5)～(9) (略) 第 4 条以下省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>